

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第87号

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (法人の事業税及び地方法人特別税の申告納付期限の承認) 第37条 略 | (法人の事業税の申告納付期限の承認) 第37条 略 |
| (法人の事業税及び地方法人特別税に係る更正及び決定に関する通知書) 第37条の2 条例第63条(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の3のとおりとする。 | (法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知書) 第37条の2 条例第63条に規定する規則で定める通知書は、第53号様式の3のとおりとする。 |
| 様式目次 1及び2 略 3 県民税関係 第46号様式～第53号様式の2その2 略 第53号様式の3 更正決定通知書(法人県民税・法人事業税・地方法人特別税・加算金) 第53号様式の4～第53号様式の6 略 4 事業税関係 第54号様式 略 第55号様式 法人事業税及び地方法人特別税に係る申告納付期限の(不)承認通知書 5～13 略 | 様式目次 1及び2 略 3 県民税関係 第46号様式～第53号様式の2その2 略 第53号様式の3 更正決定通知書(法人県民税・法人事業税・加算金) 第53号様式の4～第53号様式の6 略 4 事業税関係 第54号様式 略 第55号様式 事業税に係る申告納付期限の(不)承認通知書 5～13 略 |

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第53号様式の3を次のように改める。

第53号様式の3（第35条の3、第37条の2関係）

（表面）

| 法人県民税・法人事業税 地方法人特別税・加算金 | | 更正決定通知書 | | | | | |
|--|----------------------|---------------|---------|--|---|---|---|
| 次のとおり更正（決定）したので通知しますから、 太線部分の額を同封の納付書により納付してください。 | | | | | 年 月 日 | | |
| 住所 | | | | 職氏名 <input type="checkbox"/> | | | |
| 氏名 | | | | 事業年度 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 通知書番号 | | 法人番号 | | | | | |
| 区 分 | | 課税標準額（本県分） | 税 額 | 均等割額 | 還付利子割額 | | |
| 法人県民税 | 更正（決定）額 | 千円 | 円 | 円 | / | | |
| | 既申告（更正・決定）額 | | | | | | |
| | 差引不足税額等 | | | | | 円 | |
| 法人事業税及び地方法人特別税 | 所得割 | 更正（決定）額 | | 加 算 金 | 過少申告 | | |
| | | 既申告（更正・決定）額 | | | | | |
| | | 差引不足税額等 | | | | | |
| | | 付加価値割 | 更正（決定）額 | | 重 | | |
| | | 既申告（更正・決定）額 | | | | | |
| | | 差引不足税額等 | | | | | |
| | | 資本割 | 更正（決定）額 | | 更 正 （ 決 定 ） の 根 拠 法 令 | 法人県民税 地方税法第55条、鳥取県条例第44条 法人事業税 地方税法第72条の39、第72条の41、第72条 の41の2、鳥取県条例第63条 地方法人特別税 地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条 | |
| | | 既申告（更正・決定）額 | | | | | |
| | | 差引不足税額等 | | | | | |
| | | 収入割 | 更正（決定）額 | | | | |
| | | 既申告（更正・決定）額 | | | | | |
| | | 差引不足税額等 | | | | | |
| | 計 | 更正（決定）額 | | | | | |
| | 既申告（更正・決定）額 | | | | | | |
| | 差引不足税額等 | | | | | | |
| 課 税 標 準 額 | | 税率 | 税 額 | 法 人 県 民 税 | | | |
| 更 正 決 定 額 の 算 出 基 礎 | 所 得 割 | 所得金額総額 | 円 | 円 | 課税標準となる法人税額 | | 円 |
| | | 年 万円以下の金額 | | 円 | 分割法人における課税標準額 | | |
| | | 年 万円超 万円以下の金額 | | | 法人税割額 /100 | | |
| | | 年 万円超の金額 | | | 外国法人税等控除額 | | |
| | | 計 | | | 仮装経理控除額 | | |
| | | 軽減税率不適用法人の金額 | | | 利子割額控除額 | | |
| | 付 加 価 値 割 | 付加価値額総額 | | | 差引法人税割額 | | |
| | | 付 加 価 値 額 | | | 既還付利子割額納付額 | | |
| | | 資本金等の額総額 | | | 均等割額算定月数 | 月 | |
| | | 資 本 金 等 の 額 | | | 均等割額 | | |
| | 入 割 | 収入金額総額 | | | 仮装経理繰越控除額 | | |
| | | 収 入 金 額 | | | 利子割額 | | |
| 合 計 事 業 税 額 | | | | 利 子 割 額 に 関 する 計 算 | 控除した金額 | | |
| 仮装経理に基づく事業税額の控除額 | | | | | 控除しきれなかった金額 | | |
| 差 引 税 額 | | | | | 既還付利子割額 | | |
| 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される事業税額 | | | | | 既還付利子割額納付額 | | |
| 地 方 法 人 特 別 税 | 基準法人所得割額 | 円 | | 申告納期限 | 年 月 日 | | |
| | 基準法人収入割額 | | | 税務官署処理年月日 | 年 月 日 | | |
| | 合 計 地 方 法 人 特 別 税 額 | | | | 更正請求日 | 年 月 日 | |
| | 仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 | | | | | | |
| | 差 引 税 額 | | | | | | |
| 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される地方法人特別税額 | | | | | | | |
| 区 分 | | 対 応 税 額 | 率 | 加 算 金 額 | 指 定 納 期 限 | | |
| 加 算 金 の 算 出 基 礎 | 過 少 申 告 加 算 金 | 通常分 | | 円 | 納 付 場 所 | | |
| | | 加算分 | | | | | |
| 不 申 告 加 算 金 | 通常分 | | | | | | |
| | 加算分 | | | | | | |
| 重 加 算 金 | | | | | 年 月 日 | | |

(裏面)

| 延 滞 金 |
|---|
| 不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年 14.6 パーセント（この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント（当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合）の割合で計算した金額を延滞金として徴収します。 |
| お 知 ら せ |
| <p>この県税の賦課処分（地方法人特別税に関する処分を含む。以下同じ。）について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法第 4 条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> |

第55号様式を次のように改める。
第55号様式（第37条関係）

（表面）

| | |
|---|----------------|
| 法人事業税及び地方法人特別税に係る申告納付期限の(不)承認通知書 | |
| 住所 | |
| 氏 名 | |
| 年 月 日 | 付 |
| 延期は 申請のあった法人事業税及び地方法人特別税に係る申告納付期限の承認し、下記のとおりその期限を指定したので承認できないので、下記のとおりその理由を付して 通知します。 | |
| なお、この承認に基づいて提出する申告書には、この通知書の写しを添付してください。 | |
| 年 月 日 | |
| 総合事務所長 氏 名 印 | |
| 記 | |
| (承認の場合) | 指定申告納付期限 年 月 日 |
| (不承認の場合) | 理由 |

備考 不要な文字は、抹消すること。

（裏面）

| |
|--|
| お知らせ |
| この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。 |
| また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 |
| ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 |
| ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 |
| ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第3条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～財政課 略</p> <p>税務課</p> <p>(1) <u>県税及び地方法人特別税(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)の規定により国が課する地方法人特別税をいう。以下同じ。)</u>に関すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>行財政改革局人事・評価室～庶務集中局集中業務課 略</p> <p>(県税局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の7 県税局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所にあっては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。</p> <p>県税局収税課</p> <p>(1) <u>県税及び地方法人特別税</u>に係る周知宣伝に関すること。</p> <p>(2) <u>県税及び地方法人特別税</u>に係る徴収金の督促及び収納に関すること。</p> <p>(3) <u>県税及び地方法人特別税</u>に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。</p> <p>(4) <u>県税及び地方法人特別税</u>に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。</p> <p>(5) <u>県税及び地方法人特別税</u>に係る延滞金の減免に関すること。</p> <p>(6) <u>県税及び地方法人特別税</u>に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>県税局課税課</p> <p>(1) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)<u>及び地方法人特別税</u>に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。</p> <p>(2) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)<u>及び地方法人特別税</u>に係る徴収金(延滞金を除</p> | <p>(総務部各課の所掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～財政課 略</p> <p>税務課</p> <p>(1) 県税に関すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>行財政改革局人事・評価室～庶務集中局集中業務課 略</p> <p>(県税局各課の所掌事務)</p> <p>第22条の7 県税局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所にあっては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所にあっては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。</p> <p>県税局収税課</p> <p>(1) 県税に係る周知宣伝に関すること。</p> <p>(2) 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。</p> <p>(3) 県税に係る過誤納金の還付又は充当に関すること。</p> <p>(4) 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。</p> <p>(5) 県税に係る延滞金の減免に関すること。</p> <p>(6) 県税に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>県税局課税課</p> <p>(1) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の賦課及び課税免除に関すること。</p> <p>(2) 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金(延滞金を除く。)の減免に関する</p> |

